

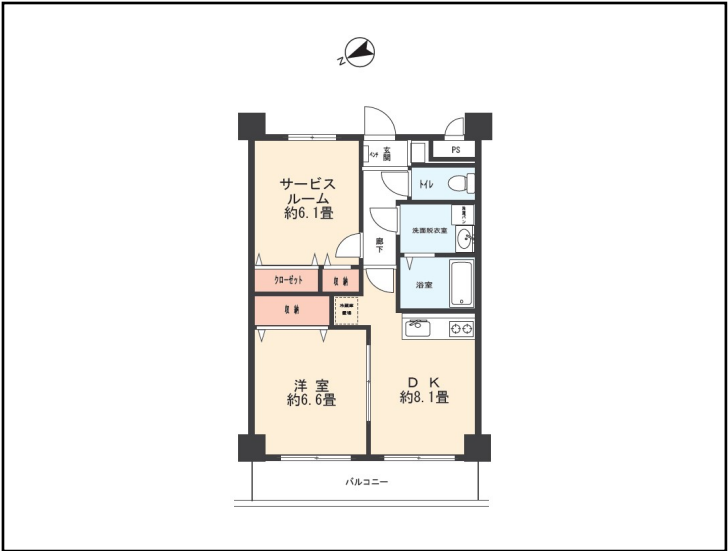
礼金 0円

更新料 0円

仲介手数料 0円

フォレスト等々力 303（抽選）号室

所在地	賃料 共益費	敷金 その他費用	間取 専有面積	方角
川崎市中原区宮内 4 丁目 1 9 番 2 0 号	111,000円 5,000円	3ヶ月 基礎サービス 費2,619円	2DK 50.27㎡	西北



交通	JR南武線/武蔵中原駅 バス5分「宮内公民館前」下車 歩3分 JR南武線/武蔵小杉駅 バス7分「とどろきアリーナ前」下車 歩4分		
建物構造	RC造	建物階建	3階/5階建
築年数	築18年	駐車場	あり
フリーレント	なし	保険	火災保険加入要
保証会社	賃貸保証会社加入要		
物件設備	エレベーター、敷地内ゴミ置き場、インターネット環境、都市ガス 【インターネット】イッツコムひかり		
住戸内設備	モニター付きインターホン、収納、追い焚き機能、バス・トイレ別、室内洗濯機置き場、洗面所独立		
備考	【申込期間】令和8年8月10日（月）から令和8年8月19日（水） 【受付時間】午前8時30分～11時30分、午後1時～5時 ただし8月11日(祝)、15日(土)、16日(日)は休業のため受付不可 ※必ず、申込本人からお電話下さい。ご親族等、本人以外からのお電話は受付できません。 【抽選日】令和8年8月20日（木）午後1時30分 ・全室バリアフリー対応しております。(ケア付き住宅ではありません。) ・浴室・トイレ等に手摺があります。 ・緊急通報システムが室内に設置されております。 ・高優賃制度期間中は公社高齢者住宅相談員に生活相談ができます。 ・高優賃制度期間中は礼金、更新料、手数料はかかりません。 ***** ◆ 入居要件 ◆ 申込みには、次の項目すべてに該当する必要があります。 ※申込資格に関する基準日は、令和8年8月19日です。		

1. 申込時に、川崎市内に住民登録（国籍は問いません。）をしているか、又は川崎市内の勤務先に1年以上勤務している方

2. 自ら居住するため住宅を必要としている方（他人に貸したり、セカンドハウスとして利用することはできません。）

3. 申込時に申込者が満60歳以上の方で、次のいずれかに該当する方（世帯を不自然に分割して申込むことはできません。）

(1) 単身の方

(2) 同居者がいる方

ア、配偶者

内縁関係にある方、婚約者を含みます。年齢は問いません。

※1 配偶者は満60歳未満でも入居することはできますが、申込者が退去した場合、同居者の方は満60歳に達するまで補助はつきません。

※2 内縁関係にある方の場合、お互い戸籍上の配偶者がなく、住民票の続柄が「夫(未届)」又は「妻(未届)」と記載のある方に限ります。

※3 婚約中の場合、書類審査までに婚姻を証明する公的証明書(戸籍謄本等)の提出が必要となります。

イ、満60歳以上の親族

4. 所得（月額）が487,000円以下で、毎月の家賃等を支払うことができる方

5. 連帯保証人及び身元引受人を選定できる方（連帯保証人と身元引受人を兼ねることもできます。）

・連帯保証人は、原則として川崎市内に在住する親族の方で、入居者に家賃等の滞納があった場合は、入居者負担額を支払っていただきます。

なお、連帯保証人が立てられない場合は、公社指定の保証会社を利用することができます。この場合、保証会社による審査を別に行う必要があり、保証委託料が発生します。

・身元引受人は、原則として川崎市内に在住する親族の方で、入居者の身体状況に変化があった場合や入居者が自立した日常生活が営めなくなった場合に適切な対応が可能で、契約終了時には入居者の身柄、家財等を引き取っていただきます。詳しくは、お問い合わせください。

6. 住民税及び家賃（現在の賃貸住宅）の滞納がない方（資格審査時に滞納があった場合は、原則として入居をお断りすることになります。）

7. 公社が定める了解事項を遵守し、円満な共同生活を営める方

8. 申込み、資格審査、入居時等に必要な書類を公社の指定する日までにすべて提出できる方

9. 申込者及び同居者に住宅や土地所有者がいる場合は、事前にお問い合わせください。

◆ 補助金について ◆

世帯の所得月額に応じて、川崎市と国から家賃に対し補助金が支給されます。

【入居者負担率表】

所得区分 所得月額 入居者負担率

ア 104,000円以下 家賃の65%

イ 104,001円～123,000円 家賃の75%

ウ 123,001円～139,000円 家賃の85%

エ 139,001円～158,000円 家賃の95%

オ 158,001円～487,000円 家賃の100%

※「所得月額」の計算方法については、公社までお問い合わせください。

◆ 補助期間について ◆

補助期間は、2028年(令和10年)4月30日までです。

◆ 負担額について ◆

家賃から補助金を差し引いた金額(＝入居者負担額)に、共益費等の必要経費をあわせた金額が入居者の負担となります

※補助期間終了後は、本来の家賃を負担していただきます。

◆ 収入等の申告について ◆

補助金の支給期間は、1年間(1月1日～12月31日)となります。

翌1年間分の補助金の支給額を決定するため、毎年10月1日を基準日に前年の収入等を申告していただきます。

※生活状況の把握も含めているため、補助金支給の有無に関わらず、全世帯が対象となります。

※申告がない場合は、翌年から補助金が支給されませんので、本来の家賃を負担していただきます。

【主な提出書類】

○ 家賃補助申請書

○ 住民票

○ 所得確認ができる書類(課税額証明書など)

○ その他(生活状況調査書、障害者手帳の写しなど)

◆ その他費用について ◆

入居者負担額の外に、次の費用を負担していただきます。

1. 共益費

住宅内の共用部にかかる費用(清掃など)

2. 基礎サービス費(緊急通報対応サービス)

居室内に設置している緊急通報装置の利用料及び警備会社の対応費用となります。緊急時に緊急通報装置のボタンを押すと警備会社が駆けつけ、必要に応じて然るべき機関へ連絡をする等の対応をします。

※費用については、物価動向などの状況に応じて改定することがあります。

3. 生活相談サービス

健康でいきいきとした生活を送っていただくために、高齢者住宅生活相談員が暮らしのサポート(生活相談、関連機関等窓口の紹介、交流会等によるコミュニティづくり)をするためにかかる費用です。

※費用については、物価動向などの状況に応じて改定することがあります。

【問い合わせ先】 川崎市住宅供給公社 TEL：044-230-1759（申込専用ダイヤル）
住所：神奈川県川崎市川崎区砂子1-2-4 川崎砂子ビルディング 2階
営業時間：平日・土日 8時30分～11時30分、13時00分～17時00分
※土日は窓口での受け付けは行っておりません。電話受付のみとなります。